

インフルエンザに罹ったら

2023.5.31

インフルエンザに罹患した場合、学校保健安全法第19条に基づき、学校を休んだ日が出席停止の扱いとなります。

【出席停止期間の基準】

発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで(下表参照)

この日までは必ず休んでください。

最低基準	発症した後5日を経過	発症日 0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症した後5日を経過した後	
例1	発症後3日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校可能	
出席停止		→							
例2	発症後4日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校可能
出席停止		→							

解熱：解熱剤を飲まなくても自然に平熱に戻った状態

注1) どんなに早く熱が下がったとしても、発症した後5日は出席停止となります。

注2) 登校時に診断書や陰性証明を提出する必要はありません。